（後期高齢者医療の調整交付金の交付額の算定に関する省令の一部改正）

第十一条　後期高齢者医療の調整交付金の交付額の算定に関する省令（平成十九年厚生労働省令第百四十一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（略）　一円未満の端数を四捨五入する 第三十九条に規定する保険納付対象総額の総額 第四十条の四に規定する調整前確定後期高齢者支援金の算定に係る保険納付対象総額の総額 （略）　（略）	（略）　一円未満の端数を四捨五入する 第三十九条に規定する保険納付対象額の総額 第四十条の四に規定する調整前確定後期高齢者支援金の算定に係る保険納付対象額の総額 （略）　（略）

改正後	改正前
（調整対象需要額の算定方法） **第四条**　調整対象需要額は、第一号に掲げる額に十二分の一に普通調整係数を乗じて得た率に後期高齢者負担率（法第百条第一項に規定する後期高齢者負担率をいう。以下同じ。）を加えた率を乗じて得た額と第二号に掲げる額に後期高齢者負担率を乗じて得た額との合計額から特別調整控除額並びに算定政令第四条第二項及び第七条第二項の規定により算定された当該年度の当該後期高齢者医療広域連合に対する負担金の合計額（以下「高額医療費公費負担額」という。）を控除して得た額（その額に一円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額とする。以下「補正前調整対象需要額」という。）に補正係数を乗じて得た額とする。 一　被保険者（法第五十条に規定する被保険者をいう。以下同じ。）のうち、法第六十七条第一項第一号又は第二号に掲げる場合に該当する者（以下この号において「第一号・第二号被保険者」という。）に係るイ及びロに掲げる額の合計額 イ　（略） ロ　次の(1)から(8)までに掲げる額の合計額 (1)　前年度の一月一日から当該年度の十二月三十一日までの間（以下このロ及び次号ロにおいて「支給等費用算定期間」という。）における第一号・第二号被保険者に係る入院時食事療養費の支給（規則第三十七条の規定によるものに限る。）に要した費用の額 (2)　支給等費用算定期間における第一号・第二号被保険者に係る入院時生活療養費の支給（規則第四十二条の規定によるものに限る。）に要した費用の額 (3)　支給等費用算定期間における第一号・第二号被保険者に係る保険外併用療養費の支給（規則第三十七条及び第四十二条の規定によるものに限る。）に要した費用の額 (4)　支給等費用算定期間における第一号・第二号被保険者に係る療養費及び特別療養費の支給に要した費用の額 (5)　支給等費用算定期間における第一号・第二号被保険者に係る移送費の支給に要した費用の額 (6)　支給等費用算定期間における第一号・第二号被保険者に係る高額療養費の支給に要した費用の額	（調整対象需要額の算定方法） **第四条**　調整対象需要額は、第一号に掲げる額に十二分の一に普通調整係数を乗じて得た率に後期高齢者負担率（法第百条第一項に規定する後期高齢者負担率をいう。以下同じ。）を加えた率を乗じて得た額と第二号に掲げる額に後期高齢者負担率を乗じて得た額との合計額から特別調整控除額並びに算定政令第四条第二項及び第七条第二項の規定により算定された当該年度の当該後期高齢者医療広域連合に対する負担金の合計額（以下「高額医療費公費負担額」という。）を控除して得た額（その額に一円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額とする。以下「補正前調整対象需要額」という。）に補正係数を乗じて得た額とする。 一　被保険者（法第五十条に規定する被保険者をいう。以下同じ。）のうち、法第六十七条第一項第一号又は第二号に掲げる場合に該当する者（以下この号において「第一号・第二号被保険者」という。）に係るイ及びロに掲げる額の合計額 イ　（略） ロ　次の(1)から(7)までに掲げる額の合計額 (1)　前年度の一月一日から当該年度の十二月三十一日までの間（以下このロ及び次号ロにおいて「支給費用算定期間」という。）における第一号・第二号被保険者に係る入院時食事療養費の支給（規則第三十七条の規定によるものに限る。）に要した費用の額 (2)　支給費用算定期間における第一号・第二号被保険者に係る入院時生活療養費の支給（規則第四十二条の規定によるものに限る。）に要した費用の額 (3)　支給費用算定期間における第一号・第二号被保険者に係る保険外併用療養費の支給（規則第三十七条及び第四十二条の規定によるものに限る。）に要した費用の額 (4)　支給費用算定期間における第一号・第二号被保険者に係る療養費及び特別療養費の支給に要した費用の額 (5)　支給費用算定期間における第一号・第二号被保険者に係る移送費の支給に要した費用の額 (6)　支給費用算定期間における第一号・第二号被保険者に係る高額療養費の支給に要した費用の額